

【新旧対比表】DKC 提携 ETC カード法人会員規約 2025 年 12 月 9 日改定

・主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
<u>2025年3月3日改定</u> MUFGカード・DKC提携ETCカード法人会員規約	<u>2025年12月9日改定</u> DKC提携ETCカード法人会員規約
一般条項	一般条項
第10条(債権譲渡または立替払いの承認) <u>1.当社と当該道路事業者間の契約が債権譲渡契約の場合、</u> <u>本会員は、本カードを利用した結果生じた道路事業者の本会員に対する債権を、当該道路事業者が直接、あるいは提携クレジットカード会社、Visa Worldwide Pte. Limited または Mastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して、当社に譲渡することにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。</u> <u>2.当社と当該道路事業者間の契約が立替払い契約の場合、</u> 本会員は、本カードを利用した結果生じた道路事業者の本会員に対する債権について、当該道路事業者に対し直接立替払いをすること、あるいは立替払いをした結果発生した債権を提携クレジットカード会社、Visa Worldwide Pte. Limited または Mastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して、当社に譲渡することにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。	第10条(立替払いの承認) 本会員は、本カードを利用した結果生じた道路事業者の本会員に対する債権について、当該道路事業者に対し直接立替払いをすること、あるいは立替払いをした結果発生した債権を提携クレジットカード会社、Visa Worldwide Pte. Limited または Mastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.と提携した銀行・クレジットカード会社を経由して、当社に譲渡することにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
第13条(支払金等の充当方法) 1~2 (略) 3.当社の指定する預金口座への振込が約定支払日の前に行われた場合において、超過支払金(当該支払いが行われた日を返済日として法人会員が当社に支払った金額を請求書に記載された債務に充当した後に当該充当金額を超えて支払われた金額をいいます。以下同じ。)があるときは、当社は法人会員への通知なくして、当該超過支払金を、翌月の約定支払日までの間に弁済期が到来した法人会員が当社に対して支払うべき債務(本規約以外の契約にもとづく債務を含みます。)に当社所定の順序および方法により充当する方法、または翌月の約定支払日までに口座振込、郵便為替等により返金する方法により <u>清算</u> することができるものとし、法人会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。	第13条(支払金等の充当方法) 1~2 (略) 3.当社の指定する預金口座への振込が約定支払日の前に行われた場合において、超過支払金(当該支払いが行われた日を返済日として法人会員が当社に支払った金額を請求書に記載された債務に充当した後に当該充当金額を超えて支払われた金額をいいます。以下同じ。)があるときは、当社は法人会員への通知なくして、当該超過支払金を、翌月の約定支払日までの間に弁済期が到来した法人会員が当社に対して支払うべき債務(本規約以外の契約にもとづく債務を含みます。)に当社所定の順序および方法により充当する方法、または翌月の約定支払日までに口座振込、郵便為替等により返金する方法により <u>精算</u> することができるものとし、法人会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。
第18条(遅延損害金) 1.法人会員等は、未払債務につき期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、未払債務の全額に対し <u>年14.55%</u> (1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 2.法人会員等は、約定支払額の支払いを遅滞したときは、約定支払日の翌日から完済の日に至るまで、約定支払額に対し <u>年14.55%</u> (1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。	第18条(遅延損害金) 1.法人会員等は、未払債務につき期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、未払債務の全額に対し <u>年14.40%</u> (1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 2.法人会員等は、約定支払額の支払いを遅滞したときは、約定支払日の翌日から完済の日に至るまで、約定支払額に対し <u>年14.40%</u> (1年を365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
第19条(本カードの盗難、紛失時、偽造カードを使用された場合の責任の区分) 1 (略) 2.前項において、法人会員、本会員または使用者等が本カードの盗難、紛失等の事実をすみやかに当社に電話等により連絡のうえ、最寄の警察に届け、かつ所定の喪失届を当社に提出した場合は、当社は本会員(ただし、第1条第2項にもとづく免責的債務引受後においては法人会員)に対し、当社がその連絡を受けた日の60日前以降の <u>カード</u> の利用代金に係る支払債務(以下「対象債務」といいます。)を免除します。 3~5 (略)	第19条(本カードの盗難、紛失時、偽造カードを使用された場合の責任の区分) 1 (略) 2.前項において、法人会員、本会員または使用者等が本カードの盗難、紛失等の事実をすみやかに当社に電話等により連絡のうえ、最寄の警察に届け、かつ所定の喪失届を当社に提出した場合は、当社は本会員(ただし、第1条第2項にもとづく免責的債務引受後においては法人会員)に対し、当社がその連絡を受けた日の60日前以降の <u>本カード</u> の利用代金に係る支払債務(以下「対象債務」といいます。)を免除します。 3~5 (略)
個人情報の取扱いに関する同意条項	個人情報の取扱いに関する同意条項
第29条(与信目的による個人情報の取得、保有、利用)	第29条(与信目的による個人情報の取得、保有、利用)

【新旧対比表】DKC 提携 ETC カード法人会員規約 2025 年 12 月 9 日改定

・主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
<p>個人事業主たる本会員、本会員の代表者(以下これらを総称し「代表者」といいます。)および代表者申込者(以下これらを総称し「代表者等」といいます。)ならびに管理責任者、管理責任申込者(以下これらを総称し「会員構成員等」といいます。)は、本契約(本申込みを含みます。以下同じ。)および本契約以外の契約に係る当社との取引の与信判断および与信後の管理のため、および本契約に係る法人会員との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を当社および法人会員が保護措置を講じたうえで各自取得、保有、利用することに同意します。</p> <p>(1)会員構成員等の<u>本人を特定するための情報</u>(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、役職、社員コード等、住居状況等、運転免許証等の記号番号等)、実質的支配者、取引目的、事業内容、その他入会申込時や入会後に会員構成員等が所定の申込書等に記載した、または当社に提出した<u>書面等に記載された情報</u>(会員構成員等による届出等によりこれらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>個人事業主たる本会員、本会員の代表者(以下これらを総称し「代表者」といいます。)および代表者申込者(以下これらを総称し「代表者等」といいます。)ならびに管理責任者、管理責任申込者(以下これらを総称し「会員構成員等」といいます。)は、本契約(本申込みを含みます。以下同じ。)および本契約以外の契約に係る当社との取引の与信判断および与信後の管理のため、および本契約に係る法人会員との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を当社および法人会員が保護措置を講じたうえで各自取得、保有、利用することに同意します。</p> <p>(1)会員構成員等の<u>本人に関する情報</u>(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、役職、社員コード等、住居状況等、運転免許証等の記号番号等)、実質的支配者、取引目的、事業内容、その他入会申込時や入会後に会員構成員等が所定の申込書等に記載した、または当社に提出した<u>書面等に記載された、あるいは申告いただいた情報</u>(会員構成員等による届出等によりこれらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>第 31 条(個人情報の提供)</p> <p>1.会員構成員等は当社が第 29 条(1)、(2)、(3)の個人情報を法人会員に提供し法人会員が本規約にもとづく会員管理、利用代金<u>清算事務</u>等の目的のために利用することに同意するものとします。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 31 条(個人情報の提供)</p> <p>1.会員構成員等は当社が第 29 条(1)、(2)、(3)の個人情報を法人会員に提供し法人会員が本規約にもとづく会員管理、利用代金<u>精算事務</u>等の目的のために利用することに同意するものとします。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第 32 条(個人情報の開示・訂正・削除)</p> <p>1.会員構成員等は、当社に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。当社に開示を求める場合には、本規約末尾に記載の MUFG カードコールセンターにご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、次のホームページにてご確認いただけます。https://www.cr.mufg.jp</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 32 条(個人情報の開示・訂正・削除)</p> <p>1.会員構成員等は、当社に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。当社に開示を求める場合には、本規約末尾に記載の 三菱 UFJ ニコスコールセンターにご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、次のホームページにてご確認いただけます。https://www.cr.mufg.jp</p> <p>2 (略)</p>
<p>第 34 条(利用中止の申出)</p> <p>第 30 条第 2 項による同意を得た範囲で会員構成員等の個人情報を利用している場合であっても、会員構成員等から中止の申出があったときは、業務運営上支障のない範囲で、第 30 条第 2 項(1)、(2)、(3)記載の目的での利用を中止する措置をとります。ただし、請求書等に同封される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。また、中止の措置については、本規約末尾に記載の MUFG カードコールセンターにご連絡ください。なお、当該利用中止の申出により当社および道路事業者の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員構成員等はあらかじめ承認するものとします。</p>	<p>第 34 条(利用中止の申出)</p> <p>第 30 条第 2 項による同意を得た範囲で会員構成員等の個人情報を利用している場合であっても、会員構成員等から中止の申出があったときは、業務運営上支障のない範囲で、第 30 条第 2 項(1)、(2)、(3)記載の目的での利用を中止する措置をとります。ただし、請求書等に同封される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。また、中止の措置については、本規約末尾に記載の 三菱 UFJ ニコスコールセンターにご連絡ください。なお、当該利用中止の申出により当社および道路事業者の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員構成員等はあらかじめ承認するものとします。</p>
<p>第 36 条(お問合せ窓口)</p> <p>個人情報の開示・訂正・削除についての会員構成員等のお問合せや利用中止、その他のご意見の申出につきましては、本規約末尾記載の MUFG カードコールセンターにご連絡ください。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を設置しております。</p>	<p>第 36 条(お問合せ窓口)</p> <p>個人情報の開示・訂正・削除についての会員構成員等のお問合せや利用中止、その他のご意見の申出につきましては、本規約末尾記載の 三菱 UFJ ニコスコールセンターにご連絡ください。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を設置しております。</p>
<p>〈お問合せ・相談窓口等〉</p>	<p>〈お問合せ・相談窓口等〉</p>

【新旧対比表】DKC 提携 ETC カード法人会員規約 2025 年 12 月 9 日改定

・主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
<p>お支払い、本規約についてのお問合せ・ご相談、宣伝物・印刷物の送付等営業案内の中止のお申出については、下記 <u>MUFG カードコールセンター</u> にご連絡ください。</p> <p>三菱 UFJ ニコス株式会社 <u>MUFG カードコールセンター</u> ナビダイヤル 0570-050535 または 03-5489-6165 (*) 〒460-8355 愛知県名古屋市中区大須 4-11-52 <u>(*)名古屋に着信いたします。</u></p>	<p>お支払い、本規約についてのお問合せ・ご相談、宣伝物・印刷物の送付等営業案内の中止のお申出については、下記 <u>三菱 UFJ ニコスコールセンター</u> にご連絡ください。</p> <p>三菱 UFJ ニコス株式会社 <u>三菱 UFJ ニコスコールセンター</u> ナビダイヤル 0570-050535 または 03-5489-6165 〒460-8355 愛知県名古屋市中区大須 4-11-52 <u>〒150-8015 東京都渋谷区道玄坂 1-3-2</u></p>

以上